

学位論文題名

フランス法における婚姻概念の系譜的考察

学位論文内容の要旨

本論文は、日本における「法律婚」の意義・役割と対比することを目的として、フランス法における婚姻概念について、ローマ法から現在に至るまでのその変遷過程を明らかにしたものである。

第1章では、ナポレオン民法典前史において、大別して《家父長家族的婚姻概念》と《カノン法的婚姻概念》という2つの異なる婚姻概念が競合していたことを示す。これは、世俗権力とカトリック教会権力との政治的対立を背景としたものであって、両者は対照的な特徴をもつ。すなわち、ローマ法・ゲルマン諸部族法といった世俗法における婚姻は、家父長による女性の引渡しとして観念され、その目的は「家産」継承の観点からの後継者の確保に置かれていた。つまり、《家父長家族的婚姻概念》の特徴としては、①家父長主導による婚約締結、②婚姻の形式的成立要件の不存在(国家の不介入)、③妻に対する夫(の家父長)の人格支配・離婚権の肯定、④妻が生んだ子の夫家への帰属、⑤身分違いの婚姻(内縁)の(財産的)冷遇、が挙げられる。これに対し、信者の精神的救済を目的とするカトリック教会は、婚姻を秘跡であるとすることによって、①夫婦となる男女の合意の重視、②夫婦の一体化、③婚姻非解消原則、④婚姻の成立・解消・無効への教会の介入を導き出す。他方、その⑤禁欲的倫理観から、婚姻外結合を非難し、唯一性交が許される婚姻夫婦には、⑥生殖義務・子育て義務を課すという、独自の《カノン法的婚姻概念》を形成した。両概念は、前者が社会的身分・財産関係を主たる規律対象とし、後者が人格的關係・精神的次元を規律対象とするものとして並存した。また、妻が夫に服従するという夫婦関係のあり方、および婚姻外結合に対する制裁については、両者双方の協働によって維持・強化された。

第2章では、ナポレオン民法典に、《家父長家族的婚姻概念》と《カノン法的婚姻概念》がどのように取り込まれたかを考察する。《家父長家族的婚姻概念》の名残は、ナポレオン民法典が、夫婦とその未独立子から成る「夫婦家族」を夫によって統率させる構造を採用し、前近代と大差ない夫婦財産制を設け、子の婚姻に父を関与させている点に見られる。また、《カノン法的婚姻概念》の名残は、婚姻の人格的効果、婚姻の形式的要件、厳格な離婚制度の採用、婚外関係の冷遇といった諸点に表れている。しかし、他方で、両者にはフランス革命の影響が及んでおり、《家父長家族的婚姻概念》については「近代化」され、《カノン法的婚姻概念》については「世俗化」された点で前近代とは異なる特徴をもつ。つまり、前者については、家族員や女子を含むすべての市民の法主体性が承認され、均分相続主義が採られたことを受けて、婚姻の役割が、財産をもつ男女が結びつくことによる家族経営基盤の形成へと変容した(《家族経営基盤としての婚姻》)。後者に

については、宗教にかかわらずフランス人一般に同じルールが課され、その統制の目的が精神的救済ではなく世俗的（人口政策・優生政策的）なものとなった点で、婚姻には市民再生産秩序統制の位置づけが与えられたといえる（《市民再生産統制装置としての婚姻》）。この両者は、近代国家の細胞である婚姻を成り立たせるため、前者は生産主体として、後者は再生産主体として表裏の関係にたっている。

以上を踏まえたうえで、第3章では、両者の現代的展開を追い、現行フランス法における婚姻の意義を明らかにする。ナポレオン民法典に残されていた《家父長家族的婚姻概念》の名残は、夫婦の平等化、親の婚姻同意権の消滅、相続ルールの変容によって、現在ではほぼなくなった。経済構造の転換（家外労働の一般化）によって「夫婦家族」から家業経営の役割が分離したことがその背景にある。しかし、依然として、世帯維持に資するものとして、婚姻が形成する経済的基盤に対する配慮が残されている（《世帯維持基盤としての婚姻》）。

他方、ナポレオン民法典に残されていた《カノン法的婚姻概念》の要素も、現在では大きく位置づけを変えている。離婚の自由化に代表されるように婚姻自体が自由化・契約化した一方で、婚姻外結合が肯定され、自然子と嫡出子の平等化が進んだことにより、市民再生産秩序における婚姻の統制力は大幅に弱まった。生殖・子育て・カップルの共同生活・性的関係に関する秩序は、もはや婚姻統制という一元的手法で維持されるのではなく、多元的手法で再構築されている。とはいえ、婚姻には独自の地位が留保されている。すなわち、婚姻だけが生殖・子育て・カップルの共同生活・性的関係すべてを内包した制度として位置づけられている（《再生産基盤としての婚姻》）。

両者は、またしても、表裏の関係にたっている。すなわち、《再生産基盤としての婚姻》が、《世帯維持基盤としての婚姻》によってその経済的裏付けを与えられている。つまり、現行フランス法の婚姻は、当事者の意思により形成される、《家族形成の基盤》として位置づけられており、これは、《家父長家族的婚姻概念》、《カノン法的婚姻概念》の双方の流れを汲みつつ、近代化・現代化を経て、展開されてきた結果であると結論づけることができる。

これに対し、日本は、歴史的に見て、教会権力対世俗権力という対立構造を経験しておらず、《家父長家族的婚姻概念》と《カノン法的婚姻概念》の対立・協働構造を有していないのは当然である。その代わり、明治時代には、日本の習慣にあう《家父長家族的婚姻概念》と西欧的な《ブルジョワ的婚姻概念》との対立が生じ、これが明治民法の婚姻概念に影響を与えた。戦後改正でも、西欧的婚姻概念と日本的「家」的婚姻概念との相克を埋めるために、戦後改正民法は、白紙規定が多い構造となった。このため、日本の「法律婚」は、《慣習依存的婚姻概念》となっており、フランス法の婚姻概念とはまったく異なるものとなっている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 吉 田 克 己

副 査 教 授 瀬 川 信 久

副 査 教 授 曾 野 裕 夫

学位論文題名

フランス法における婚姻概念の系譜的考察

学位申請者・大島梨沙は、修士論文においてフランスにおける非婚カップルの法的保護の検討を行い、日本の問題状況との顕著な相違点として次の点を指摘した。すなわち、フランスにおいては、カップル関係を扱う法的概念枠組みとして、婚姻、パックス、内縁の3種があり、それぞれ異なる法的位置づけが与えられるとともに、そのいずれを選択するかは個人の自由とされる(法によるカップルの多元的把握)。これに対して、日本においては、法律婚、内縁、事実婚というカップルの把握が存在するが、後2者については、婚姻法の規定をどこまで適用しうるかという法律婚への包摂の枠組み(準婚理論)で問題が検討される(婚姻法によるカップルの一元的把握)。

両国の発想は、基本的なところで異なるといわなければならない。それでは、なにゆえこのような差異が生じるのか。この問題を追究するためには、法律婚それ自体の検討を深める必要がある。本学位申請論文は、このような問題意識に立ちつつ、さしあたり、フランス法における婚姻概念を、ローマ法から現代に至るまで歴史的に辿るものである。

まず、ローマ法からフランス民法典成立までの婚姻法の歴史は、世俗法における《家父長家族的婚姻概念》とカノン法における《カノン法的婚姻概念》のせめぎ合いとして把握される(第1章)。前者は、婚姻を、「家産」(家業の基盤)の主体である家父長がその承継者を生むことができる女性の引渡しを他の家父長から受けること捉える。これに対して、後者は、生殖と子どもの養育(再生産)を婚姻の唯一の機能として捉え、その観点から個人の性生活を統制する。この2つの婚姻概念は、規律対象を異にするがゆえに並立しうるものであるが、緊張関係を孕むものでもある。

ナポレオン民法典には、《家族経営基盤としての婚姻》と《「市民」再生産統制装置としての婚姻》という2つの婚姻概念が見出される(第2章)。これらは、従来2つの婚姻概念との連続性と断絶性との両面において捉えられるべきものである。すなわち、ナポレオン民法典は、妻に対する夫の優位、子に対する父の優位、家父長による子の婚姻への介入等の点で、従来《家父長家族的婚姻概念》を引きずっている(連続面)、しかし、そこで婚姻に期待されるのは、財産を持つ男女が結びつき、夫が代表する「夫婦家族」の財産的基盤を強化することであり、また、この財産は、相続によって分割されることを想定する(断絶面。近代化)。ナポレオン民法典はまた、夫婦に子育て義務を課して再生産秩序を統制し、その枠組みから外れる内縁・私生児を冷遇する(再生産統制装置としての連続面)。しかし、カノン法のもとでは信者の性生活の規律という個人的観点から統制が組み立てられていたのに対して、ナポレオン民法典においては、国家の基礎単位の確保として、すなわち個人→婚姻→家族→国家という社会統合を内容とするものとして統制が組み立てられる(断絶面。世俗化)。そして、この2つの側面は、ブルジョワ的婚姻

観の表裏一体のものとして並存するものであった。

ナポレオン民法典の婚姻概念は、その後の展開によって大きな変容を被った(第3章)。まず、《家父長家族的婚姻概念》は、経済構造の変化の結果、今日ではもはや存在しない。しかし、ナポレオン民法典における《家族経営基盤としての婚姻概念》は、《世帯維持基盤としての婚姻》と呼ぶべきものに変容しつつ、現在でも残されている。他方、《「市民」再生産統制装置としての婚姻》は、市民全体への一元的統制力を失い、単なる《再生産装置としての婚姻》に変容している。そして、婚姻のこの機能は、内縁やパックスなどにも開かれており、ここに、婚姻の尊重と個人の自由とのバランスが図られている。

最後に、日本の婚姻概念が瞥見される。そこでは、日本の婚姻概念は、《慣習依存的婚姻概念》と総括され、とりわけ家族における公序の位置においてフランス法との差異が強調される。そして、この差異を踏まえた日本の婚姻法解釈の細やかな検討が今後の課題とされる。

本論文は、以上のように、ローマ法から現代に至るフランス婚姻概念の歴史的展開を分析するまことに壮大な試みである。従来、日本においては、家族の社会学的研究は膨大に蓄積されているにもかかわらず、法的概念としての「婚姻」の分析は手薄であった。本論文は、フランス法の歴史を素材に本格的な検討を行うことによって、その欠落をかなりの程度に埋めるものである。従来にない包括的な研究として、今後、学界の貴重な共有財産となるであろう。

本論文が、そのような作業の分析視角として用いるのは、ローマ法における《家父長家族的婚姻概念》と《カノン法的婚姻概念》など、各時代における2つの婚姻概念である。それらは、家族経営の基盤形成としての婚姻(生産の側面)と、生殖と子の養育の基盤としての婚姻(再生産の側面)を表現するものであろう。婚姻にこの2つの側面が認められることは、ある意味で常識的な見方である。しかし、法的概念としての「婚姻」の分析視角としてこの2つを自覚的に方法化したのは、本論文の創見である。そして、この視角からの歴史的分析を行うことによって、それぞれの時代における婚姻概念の特徴が、立体的に浮かび上がることになった。たとえば、ナポレオン民法典の婚姻概念を、《家族経営基盤としての婚姻概念》と《「市民」再生産統制装置としての婚姻》との表裏一体構造からなる《ブルジョワ的婚姻概念》と特徴づけたことなどである。

本論文にはまた、婚姻概念を歴史的に跡づけることを通じて、婚姻法上の現代的な諸問題の理解の深化に寄与するところが認められる。たとえば、私生児(自然子)について、婚姻に基づく性関係ですら必要悪と見るカトリック的な性関係観からすれば、婚姻外の性関係に対してサンクションを加えるという発想が当然に出てくるということになり、私生児差別が正当化されるという指摘、伝統的なゲルマン的婚姻観念においては、「夫婦家族」概念は作用せず、血縁を重視してきたことからすると、フランス法において自然子の相続分の平等化は比較的容易に実現されたという指摘などである。

さらに、本論文の分析視角は、「身分法における事実の先行性」「親族法の弾力性」という日本の婚姻法の特質についても、フランス法の特徴と対比することによって、解明の有力な手掛かりを提供するものである。

しかし、他方で本論文には弱点があることもたしかである。ローマ法から現代に至る壮大な叙述を行うということは、個別の制度分析についてはどうしても浅くなるということでもある。本論文には、実際、個別制度の分析の深さにおいて不満を覚えるところもある。また、論文全体としては多くの文献をこなしているが、個別の論点についての文献渉猟は必ずしも十分とはいえない。とりわけ、第一次資料の収集・検討という点では不満が残る。さらに、分析に用いた概念の整理の点でも、なお検討の余地があるように思われる。たとえば、現代の問題を分析するのに、《カノン法的婚姻概念》が適切か、もう一段抽象度を上げた分析概念を用意する必要はないのか、などである。

これらの弱点があるとはいえ、本論文が、これまで誰も試みることのなかった壮大な分析を行い、一定の成果を挙げた功績は小さくない。審査委員全員一致で、学位申請論文として合格であると判断した所以である。